

別 紙

新	旧
<p>2 地域再生計画の作成主体の名称 愛知県、豊橋市、<u>豊川市、蒲郡市及び田原市</u></p> <p>3 地域再生計画の区域 豊橋市、<u>豊川市、蒲郡市及び田原市の全域</u></p> <p>4 地域再生計画の目標 〔背景〕 東三河地域は、昭和 39 年には工業整備特別地域に指定され、中部圏開発整備法下では「都市開発区域」と位置付けられた。また、日本のほぼ中心に位置すること、東名高速道路 IC へのアクセス性に優れることなど、立地性の良さなどから、人口約 38 万人の中核都市豊橋市を中心に、モノづくり県、“愛知”の産業発展の一翼を担ってきた。 その中心となったのが、昭和 37 年に豊橋港はじめ 4 港を統合してできた三河港であり、昭和 39 年には重要港湾に指定され、世界に開かれた物流拠点としての役割を担ってきた。 その三河港臨海部及び周辺地域には、様々な分野の企業が立地し、現在では、この <u>4 市</u>の製造品出荷額等が <u>4 兆 4845 億円</u> (H17 工業統計調査)で、全国でも中位に位置する県の規模に匹敵する。</p> <p>略</p> <p>(1) 自動車産業を核とした産業・交流拠点の形成 ① 産業集積の一層の促進 自動車を中心とした厚い産業集積は、自動車関連産業はもちろんのこと、物流機能の高度化、その他関連産業の展開など、地域産業全体に様々な波及効果をもたらし、さらに新しいビジネスに結びつく好循環を生み出す。今後さらに、自立的・持続的な産業発展を進めていく上でも、一層の企業立地を促進していくとともに、すでに立地している企業がこの地域で活発な産業活動が展開できるよう、魅力ある環境整備を進めていく必要がある。</p>	<p>2 地域再生計画の作成主体の名称 愛知県、豊橋市、<u>蒲郡市、田原市及び愛知県宝飯郡御津町</u></p> <p>3 地域再生計画の区域 豊橋市、<u>蒲郡市、田原市及び愛知県宝飯郡御津町の全域</u></p> <p>4 地域再生計画の目標 〔背景〕 東三河地域は、昭和 39 年には工業整備特別地域に指定され、中部圏開発整備法下では「都市開発区域」と位置付けられた。また、日本のほぼ中心に位置すること、東名高速道路 IC へのアクセス性に優れることなど、立地性の良さなどから、人口約 38 万人の中核都市豊橋市を中心に、モノづくり県、“愛知”の産業発展の一翼を担ってきた。 その中心となったのが、昭和 37 年に豊橋港はじめ 4 港を統合してできた三河港であり、昭和 39 年には重要港湾に指定され、世界に開かれた物流拠点としての役割を担ってきた。 その三河港臨海部及び周辺地域には、様々な分野の企業が立地し、現在では、この <u>3 市 1 町</u>の製造品出荷額等が <u>3 兆 4471 億円</u> (H17 工業統計調査)で、全国でも中位に位置する県の規模に匹敵する。</p> <p>略</p> <p>(1) 自動車産業を核とした産業・交流拠点の形成 ① 産業集積の一層の促進 自動車を中心とした厚い産業集積は、自動車関連産業はもちろんのこと、物流機能の高度化、その他関連産業の展開など、地域産業全体に様々な波及効果をもたらし、さらに新しいビジネスに結びつく好循環を生み出す。今後さらに、自立的・持続的な産業発展を進めていく上でも、一層の企業立地を促進していくとともに、すでに立地している企業がこの地域で活発な産業活動が展開できるよう、魅力ある環境整備を進めていく必要がある。</p>

新	旧
<p>これまでも三河港臨海部及び周辺地域では、愛知県企業庁や地元市が企業用地造成・企業誘致を積極的に進めてきており、今後も臨海部未売却用地 171.2ha や、撤退企業の空き用地などへの企業立地誘導を進めるとともに、進出希望のある企業のニーズに応じた用地開発も進めていく。</p> <p>また、立地企業に対しては、県、関係市による各種の立地奨励金や貸付などがすでに制度化されている。こうした制度に加え、本計画により日本政策投資銀行の低利融資を適用するなど、立地誘導策の幅を広げていく。</p> <div data-bbox="161 571 1039 707" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標：計画区域内における製造品出荷額等の伸び率 計画期間平均対前年伸び率 <u>5.8%</u>（平成 12～17 年：平均伸び率 <u>5.6%</u>）</p> </div> <p>②及び③ 略</p> <p>④ 自動車産業や観光資源を活用した交流拠点の形成</p> <p>三河港は、国内有数の国産自動車の製造・輸出拠点、外国車の輸入拠点であり、世界各地域との強いつながりを生かして「三河港」の知名度を高めていくことが必要である。</p> <p>その一つの手法として、この地域が持つ生産、物流機能を核として、内外の自動車関連産業の関係者や消費者とのつながりを強め、三河港の情報発信力・拠点性を高めていくという方向が考えられる。</p> <p>ドイツの主要自動車企業では、顧客が車の納車のため工場を訪問すると同時に、併設しているミュージアム、ショップなど見学できる、「カスタマーセンター」を設置している。我が国においては自動車の流通の仕組みや自動車に関する考え方などが異なるため、この形態が我が国に馴染むものかどうかは検討を要するが、この地域の自動車の製造・物流などの諸機能を核に、「見せる」・「魅せる」自動車産業への展開の可能性を探っていくことが必要である。</p> <p>例えば、自動車をテーマに、アミューズメント的な機能や新車の</p>	<p>これまでも三河港臨海部及び周辺地域では、愛知県企業庁や地元市町が企業用地造成・企業誘致を積極的に進めてきており、今後も臨海部未売却用地 171.2ha や、撤退企業の空き用地などへの企業立地誘導を進めるとともに、進出希望のある企業のニーズに応じた用地開発も進めていく。</p> <p>また、立地企業に対しては、県、関係市町による各種の立地奨励金や貸付などがすでに制度化されている。こうした制度に加え、本計画により日本政策投資銀行の低利融資を適用するなど、立地誘導策の幅を広げていく。</p> <div data-bbox="1137 571 2016 707" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標：計画区域内における製造品出荷額等の伸び率 計画期間平均対前年伸び率 <u>6.5%</u>（平成 12～17 年：平均伸び率 <u>6.3%</u>）</p> </div> <p>②及び③ 略</p> <p>④ 自動車産業や観光資源を活用した交流拠点の形成</p> <p>三河港は、国内有数の国産自動車の製造・輸出拠点、外国車の輸入拠点であり、世界各地域との強いつながりを生かして「三河港」の知名度を高めていくことが必要である。</p> <p>その一つの手法として、この地域が持つ生産、物流機能を核として、内外の自動車関連産業の関係者や消費者とのつながりを強め、三河港の情報発信力・拠点性を高めていくという方向が考えられる。</p> <p>ドイツの主要自動車企業では、顧客が車の納車のため工場を訪問すると同時に、併設しているミュージアム、ショップなど見学できる、「カスタマーセンター」を設置している。我が国においては自動車の流通の仕組みや自動車に関する考え方などが異なるため、この形態が我が国に馴染むものかどうかは検討を要するが、この地域の自動車の製造・物流などの諸機能を核に、「見せる」・「魅せる」自動車産業への展開の可能性を探っていくことが必要である。</p> <p>例えば、自動車をテーマに、アミューズメント的な機能や新車の</p>

新	旧
<p>展示、車愛好家のイベント、未来ビークル技術・自動車リサイクル技術の研究発表などを複合的に盛り込んで、従来の工場見学などとは違った新たな創造を生み出す交流の形を検討していくことなどが考えられる。</p> <p>一方、三河港を中心とした三河湾地域は、自然環境に恵まれた風光明媚な景観、三河湾の海産物を中心とした食、歴史資源、温泉・宿泊施設、テーマパークなど様々な観光資源を有する。これらを、様々なニーズに対応できるよう組み合わせたルートを用意し、一般観光客はもとより、三河港臨海部にビジネスで来訪する人なども呼び込んで、この地域の魅力に触れてもらうといった、「産業と観光の連携」の視点を持つ必要がある。</p> <p>また、三河湾の美しい環境を保全していくことや、魅力ある空間を提供していくことも、そうした観光交流を支える環境整備という意味で極めて重要であり、下水道整備を中心とした三河湾浄化対策や水産資源の涵養などにも積極的に取り組んでいく。</p> <p>こうした取組の成否は、行政や企業の取組に加え、それらを支える人材の確保・育成、地域全体のホスピタリティ向上など草の根レベルでの努力が不可欠であり、企業、市民ボランティアなど様々な主体の緊密な協力体制を築き、一丸となって推進していく。</p> <div data-bbox="219 975 1055 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>目標：計画区域の観光入り込み客数 計画期間中又は計画期間経過後に増加への転換を目指す (平成 15～17 年：対前年▲<u>3.6%</u>)</p> </div> <p>(2) 略</p>	<p>展示、車愛好家のイベント、未来ビークル技術・自動車リサイクル技術の研究発表などを複合的に盛り込んで、従来の工場見学などとは違った新たな創造を生み出す交流の形を検討していくことなどが考えられる。</p> <p>一方、三河港を中心とした三河湾地域は、自然環境に恵まれた風光明媚な景観、三河湾の海産物を中心とした食、歴史資源、温泉・宿泊施設、テーマパークなど様々な観光資源を有する。これらを、様々なニーズに対応できるよう組み合わせたルートを用意し、一般観光客はもとより、三河港臨海部にビジネスで来訪する人なども呼び込んで、この地域の魅力に触れてもらうといった、「産業と観光の連携」の視点を持つ必要がある。</p> <p>また、三河湾の美しい環境を保全していくことや、魅力ある空間を提供していくことも、そうした観光交流を支える環境整備という意味で極めて重要であり、下水道整備を中心とした三河湾浄化対策や水産資源の涵養などにも積極的に取り組んでいく。</p> <p>こうした取組の成否は、行政や企業の取組に加え、それらを支える人材の確保・育成、地域全体のホスピタリティ向上など草の根レベルでの努力が不可欠であり、企業、市民ボランティアなど様々な主体の緊密な協力体制を築き、一丸となって推進していく。</p> <div data-bbox="1189 975 2024 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>目標：計画区域の観光入り込み客数 計画期間中又は計画期間経過後に増加への転換を目指す (平成 15～17 年：対前年▲<u>3.5%</u>)</p> </div> <p>(2) 略</p>

新	旧
<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>4に掲げる目標を達成するために、①企業誘致を含めた産業振興、②産学行政が連携した研究開発機能の強化、③観光振興など交流の促進、④道路・港湾等の基盤整備の概ね4つの観点から事業を実施する。</p> <p>①の企業誘致を含めた産業振興については、県及び各市独自の産業振興、企業誘致施策に加え、日本政策投資銀行の低利融資等の制度を活用するとともに、公共施設利用の弾力化措置を活用し、企業に働く人々に対しての地域サイドからの魅力づくりなど、諸条件の充実も図っていく。</p> <p>略</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>略</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 基本方針に基づく事業</p> <p>略</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>4に掲げる目標を達成するために、①企業誘致を含めた産業振興、②産学行政が連携した研究開発機能の強化、③観光振興など交流の促進、④道路・港湾等の基盤整備の概ね4つの観点から事業を実施する。</p> <p>①の企業誘致を含めた産業振興については、県及び各市町独自の産業振興、企業誘致施策に加え、日本政策投資銀行の低利融資等の制度を活用するとともに、公共施設利用の弾力化措置を活用し、企業に働く人々に対しての地域サイドからの魅力づくりなど、諸条件の充実も図っていく。</p> <p>略</p> <p>5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>略</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 基本方針に基づく事業</p> <p>略</p>

新	旧
<p>5-3-2 関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧プログラムに基づき既に認定されている取組み略 ・国際自動車コンプレックス・国際自動車特区 <p>三河港が世界的な自動車の輸出入拠点であることなどを背景に、自動車産業のゲートウェイにふさわしいインフラ整備と、自動車のライフサイクルに従って、企画、設計、製造、輸送・保管、展示・販売、メンテナンス、リサイクルに一貫して対応するための官民一体となった取組を推進するもので、平成7年に豊橋市が立案した。この推進体制として、行政や地域の民間企業を構成員とする「国際自動車コンプレックス研究会」が設けられ、構想実現に向け様々な研究・事業を行っている。</p> <p>また、平成15年度に認定された「国際自動車特区」(H19.3.30全国展開により認定取消)もその推進の一環として、地元市町、県との協力の下で策定され、「自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化」などの規制緩和の特例を活用して自動車の流通機能の充実、自動車関連技術の研究開発機能強化などに<u>取り組んできている。</u></p> ・サイエンス・クリエイト21計画略 	<p>5-3-2 関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧プログラムに基づき既に認定されている取組み略 ・国際自動車コンプレックス・国際自動車特区 <p>三河港が世界的な自動車の輸出入拠点であることなどを背景に、自動車産業のゲートウェイにふさわしいインフラ整備と、自動車のライフサイクルに従って、企画、設計、製造、輸送・保管、展示・販売、メンテナンス、リサイクルに一貫して対応するための官民一体となった取組を推進するもので、平成7年に豊橋市が立案した。この推進体制として、行政や地域の民間企業を構成員とする「国際自動車コンプレックス研究会」が設けられ、構造実現に向け様々な研究・事業を行っている。</p> <p>また、平成15年度に認定された「国際自動車特区」もその推進の一環として、地元市町、県との協力の下で策定され、「自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化」などの規制緩和の特例を活用して自動車の流通機能の充実、自動車関連技術の研究開発機能強化などに<u>取り組んでいる。</u></p> ・サイエンス・クリエイト21計画略

新				旧					
・ <u>県、市</u> の企業立地促進策（税制、奨励金）、融資制度 [愛知県]				・ <u>県、市町</u> の企業立地促進策（税制、奨励金）、融資制度 [愛知県]					
制度名等	内容	補助・融資額	限度額	制度名等	内容	補助・融資額	限度額		
高度先端産業立地促進補助金	(1)企業への直接補助 固定資産取得費用(土地を除く)へ、補助金を交付	工場・補助対象経費の10%以内 研究所・補助対象経費の20%以内	10億円	高度先端産業立地促進補助金	(1)企業への直接補助 固定資産取得費用(土地を除く)へ、補助金を交付	工場・補助対象経費の10%以内 研究所・補助対象経費の20%以内	10億円		
	(2)市町村を通じての間接補助 固定資産取得費用(土地を除く)へ、補助金を交付	補助対象経費の10%以内	5億円 (市町村と合わせると10億円)		(2)市町村を通じての間接補助 固定資産取得費用(土地を除く)へ、補助金を交付	補助対象経費の10%以内	5億円 (市町村と合わせると10億円)		
企業立地促進資金貸付制度	新たに工場等の立地に必要な設備資金の貸付 (土地購入費及び建物建設費に限る)	融資期間及び利率(変更あり) 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.6%	10億円 (H22.3.31まで) 通常2億円	企業立地促進資金貸付制度	新たに工場等の立地に必要な設備資金の貸付 (土地購入費及び建物建設費に限る)	融資期間及び利率(変更あり) 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.6%	10億円 (H19.3.31まで) 通常2億円		
産業立地促進税制	土地や家屋にかかる不動産取得税の軽減 (平成22年3月31日まで)	中小企業者・3/4に相当する額 その他・2/4に相当する額		産業立地促進税制	土地や家屋にかかる不動産取得税の軽減 (平成19年3月31日まで)	中小企業者・3/4に相当する額 その他・2/4に相当する額			
[関係市] 立地奨励金				[関係市町] 立地奨励金					
	優遇制度	内容	交付期間	限度額(万円)		優遇制度	内容	交付期間	限度額(万円)
豊橋市	立地奨励金	当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を交付	5年間 ※償却資産のみ3年間	なし	豊橋市	立地奨励金	当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を交付	5年間 ※償却資産のみ3年間	なし
		家屋、償却資産の投下固定資産額の20~10%を交付	—	30,000			家屋、償却資産の投下固定資産額の20~10%を交付	—	30,000
		当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を交付	3年間	なし			当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を交付	3年間	なし

新					旧				
豊川市	企業立地促進条例	当該土地に帰属する家屋の固定資産税の最初の課税年度から当該土地と家屋に係る固定資産税相当額の立地奨励金を交付	3年間	なし					
蒲郡市	家屋の取得に係る補助	当該家屋及びその用地となっている土地（いずれも平成18年1月2日以降の取得に限る）について納付された固定資産税相当額を交付	3年間	5,000 (各年度)	蒲郡市	家屋の取得に係る補助	当該家屋及びその用地となっている土地（いずれも平成18年1月2日以降の取得に限る）について納付された固定資産税相当額を交付	3年間	5,000 (各年度)
	償却資産の取得に係る補助	当該償却資産について納付された固定資産税相当額を交付	1年間	5,000 (各年度)	蒲郡市	償却資産の取得に係る補助	当該償却資産について納付された固定資産税相当額を交付	1年間	5,000 (各年度)
田原市	企業立地奨励金	新たに取得した土地（県企業庁から土地リース制度適用分も含む）、家屋及び償却資産の固定資産税の最初の課税年度から納付額相当額の奨励金を交付	3年間	なし	田原市	企業立地奨励金	新たに取得した土地（県企業庁から土地リース制度適用分も含む）、家屋及び償却資産の固定資産税の最初の課税年度から納付額相当額の奨励金を交付	3年間	なし
					御津町	企業立地促進条例	当該土地に帰属する家屋の固定資産税の最初の課税年度から当該土地と家屋に係る固定資産税相当額の立地奨励金を交付	3年間	なし
〔関係市 其他奨励金〕					〔関係市町 其他奨励金〕				
	優遇制度	内容	交付期間	限度額 (万円)		優遇制度	内容	交付期間	限度額 (万円)
豊橋市	事業促進奨励金	当該施設について納付された事業所税相当額（資産割、従業者割）を交付	5年間	なし	豊橋市	事業促進奨励金	当該施設について納付された事業所税相当額（資産割、従業者割）を交付	5年間	なし
		当該施設について納付された事業所税相当額（資産割）を交付	3年間	なし			当該施設について納付された事業所税相当額（資産割）を交付	3年間	なし
	雇用促進奨励金	新規雇用常用従業員×40万円	—	4,000		雇用促進奨励金	新規雇用常用従業員×40万円	—	4,000
	環境促進奨励金	太陽光発電施設・100万円/kwを上限として経費の1/3を交付	—	1,500		環境促進奨励金	太陽光発電施設・100万円/kwを上限として経費の1/3を交付	—	1,500
		雨水活用施設・20万円/tを上限として経費の1/3を交付	—	1,500			雨水活用施設・20万円/tを上限として経費の1/3を交付	—	1,500
		緑地・1万円/m ² を上限として経費の1/2を交付	—	1,000			緑地・1万円/m ² を上限として経費の1/2を交付	—	1,000

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・東三河地域防災研究協議会 東三河地域の災害に対する安全性確保に資する地域密着型防災対策・技術の調査及び研究を行い、その成果に基づく災害に強い地域づくりの促進を目的に、平成15年に設立。現在、東三河4市1町が参加。 豊橋技術科学大学と連携して防災に関する調査研究を行っている。 《研究テーマ》 1. 防災まちづくり推進のためのアクションプランニング手法の調査研究 (H16～18) 2. 医療設備の転倒防止方法・転倒防止のための免震化に関する調査研究 (H17～H18) 3. D I G手法の開発と啓発教材作成に関する研究 (H18～H19) <ul style="list-style-type: none"> ・大学と地域の連携(包括協定など) 略 <p>6 計画期間 以下略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東三河地域防災研究協議会 東三河地域の災害に対する安全性確保に資する地域密着型防災対策・技術の調査及び研究を行い、その成果に基づく災害に強い地域づくりの促進を目的に、平成15年に設立。現在、東三河4市3町が参加。 豊橋技術科学大学と連携して防災に関する調査研究を行っている。 《研究テーマ》 1. 防災まちづくり推進のためのアクションプランニング手法の調査研究 (H16～18) 2. 医療設備の転倒防止方法・転倒防止のための免震化に関する調査研究 (H17～H18) 3. D I G手法の開発と啓発教材作成に関する研究 (H18～H19) <ul style="list-style-type: none"> ・大学と地域の連携(包括協定など) 略 <p>6 計画期間 以下略</p>